



下田地区消防組合訓令第8号

下田地区消防組合火災予防違反処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年7月28日

下田地区消防組合

管理者 下田市長 松木正一郎



下田地区消防組合訓令第8号

下田地区消防組合火災予防違反処理規程の一部を改正する訓令

下田地区消防組合火災予防違反処理規程（平成25年下田地区消防組合訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「手続き」を「手続」に改める。

第4条第4号中「）以下」を「以下」に改める。

第10条第1項を次のように改める。

消防長は、法第5条第1項、法第5条の2第1項、法第5条の3第1項、法第8条第3項及び第4項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）、法第8条の2第5項及び第6項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）、法第8条の2の5第3項、法第11条の5第1項及び第2項、法第12条第2項、法第12条の2第1項及び第2項、法第12条の3第1項、法第13条の24第1項、法第14条の2第3項、法第16条の3第3項及び第4項、法第16条の6第1項並びに法第17条の4第1項及び第2項の規定に基づく命令を行った場合は、当該命令にかかる対象物、当該対象物のある場所又は危険物製造所等へ標識（様式第7号）を設置するとともに、消防法施行規則第1条及び危険物の規制に関する規則第7条の5の規定に基づく管理者が定める公示の方法（令和8年下田地区消防組合告示第1号）に規定する場所に掲示又は掲載するものとする。

第18条の見出し及び第20条第2項中「手続き」を「手続」に改める。

別表1中「恐れ」を「おそれ」に、「、焚き火」を「、たき火」に、「（法第5条の2）」を「（法第5条の2）」に、「在るもの」を「あるもの」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。